

【固定資産税課税免除要件】

No.	項目	要件
1	地域	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 観光地形成促進地域（町内全域） ◆ 情報通信産業振興地域（町内全域） ◆ 産業高度化・事業革新促進地域（町内地域）
2	業種	<p>◇観光地形成促進地域</p> <p>スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設集会施設、販売施設（小売施設、飲食施設及び付帯施設が一体的に設置され、小売施設及び飲食施設の合計床面積がおおむね 3,000 ㎡以上等の要件を満たしたもの）</p> <p>◇情報通信産業振興施設</p> <p>情報記録物の製造業、電気通信業、映画・放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されるものの制作の事業、放送業（有線放送業を含む。）ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業、情報通信産業以外の業種に属する事業者が情報通信の技術を利用する方法により商品又は役務に関する情報の提供を行う事業</p> <p>◇産業高度化・事業革新促進地域</p> <p>機械修理業、デザイン業、機械設計業、経営コンサルタント業、エンジニアリング業、非破壊検査業、自然科学研究所、電気業、商品検査業、計量証明業、研究開発支援検査分析業、</p> <p>※ 各業種の事業の用に供する設備にたいして。</p>
3	取得価額	<ul style="list-style-type: none"> ・（観光地形成促進地域） <p>取得合計額が 5,000 万円以上の対象施設を新設又は増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（情報通信産業振興地域・産業高度化・事業革新促進地域） <p>取得合計額が、1000 万円以上（産業高度化・事業革新促進地域（沖縄県の認定が必要）における特別償却設備は、500 万円以上）の施設・設備等を新設又は増設</p>
4	申告	青色申告者
5	土地	土地については、取得の翌日から起算して 1 年以内に建物の着手があった場合に限る。
6	免除期限	最初の年度以降 5 年間
7	申請期限	課税年度の最初の日の属する年の 1 月 31 日